

令和2年度第1回高知県人権教育推進協議会
《議事概要》

日 時 令和2年9月8日(火) 14時00分～16時00分

場 所 高知県人権啓発センター6階ホール

委員出席者

五十嵐 起 世	高知県小中学校長会 副会長
八 木 千 晶	高知県特別支援学校長会
光 富 祥	高知県私立小中高等学校人権教育研究協議会
柳 林 信 彦	高知大学教育研究部人文社会学系教育学部門 教授
仲 村 貴 介	高知県小中学校PTA連合会 会長
久 寿 久美子	津野町教育長
戸 田 雅 威	一般社団法人高知県人権教育研究協議会 代表理事
谷 本 恭 子	社会福祉法人みその児童福祉会 児童家庭支援センター高知ふれんど センター長
宮 田 真	レインボー高知 共同代表
若 藤 奈 美	高知県警察本部警務部県民支援相談課 被害者支援係長
山 崎 水紀夫	認定特定非営利活動法人NPO高知市民会議理事

1 開会

- ◆教育長挨拶
- ◆委員紹介

2 協議

- ◆会長、副会長選出
- ◆説明(人権教育・児童生徒課長 他 各課長およびセンター所長)
- ◆意見等
 - ・「高知県人権教育推進プラン」に関わる各課事業の進捗状況について
 - ・「学校教育」における人権学習の具体的な進め方と留意事項について

(以下記号：協議会委員○、事務局●)

- 各委員紹介
- 会長、副会長選出
- 高知県の教育委員会の仕事に関しては夜間中学校についての設置に関してお手伝いをさせていただいている。学びを求めている方たちにいかに学習を保障していくのか、その意味での人権の保障について深く勉強させていただいている。
新型コロナウイルスの発生の中で、学校が休校になり、登校できない子どもたちに対して、実質的な形で教育をどう保障していくのかといった点や、社会がさまざまな形でゆとりをなくしていくなかにおいて誹謗中傷などの起こっている問題をどのように我々が受け止め、また人権意識を涵養していかなければならないかという点について非常に考えさせられる時期であると思っている。

一方で新型コロナウイルスのような突発的で大きな問題だけではなく、我々の社会の中で、中長期的に取り組んできた課題、例えば本日の協議内容でもある「性的指向・性自認」の問題や、あるいは社会的包摂、多様な価値観・生き方・自己実現を、我々は社会としてどのように認めていくのか、あるいはこれらを制度的に保障していくことについて、深く考えていかなければいけない時期にも来ている。相互の人権を大切にしながら、相互に人権意識を涵養し、広く社会が豊かになっていくことを目指すために本会が1つの役割を果たすと捉えている。

- ここから議事進行を私が行い、協議に入る。
まず事務局各課からの報告の後、委員からのご質問ご意見をいただきたい。

● 事務局各課より資料1、2を用いて抽出事業について説明

- (1) 「高知県人権教育推進プラン」に関わる各課事業の進捗状況について
- 資料1 「高知県人権教育推進プラン（改定版）」に関わる各課事業の進捗状況
- 資料2 「高知県人権教育推進プラン（令和2年改定版）」に関わる各課事業の進捗状況

人権教育・児童生徒課・・・人権教育推進事業、人権教育主任連絡協議会
幼保支援課・・・園内研修支援事業、親育ち支援啓発事業
生涯学習課・・・学校・地域連携支援事業、若者の学び直しと自立支援事業
小中学校課・・・道徳教育実践充実プラン
高等学校課・・・多様な進路希望支援事業、指導力強化事業、ソーシャルスキルアップ事業
教育センター・・・基本研修、人権教育実践スキルアップ講座、人権教育セミナー、特別支援教育セミナー等
保健体育課・・・運動部活動指導員配置事業
心の教育センター・・・心の教育センター相談支援事業
学校安全対策課・・・安全教育推進事業、防災教育推進事業
特別支援教育課・・・ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト事業、居住地
校交流実践充実事業、高等学校における特別支援教育の推進

- 事務局からの報告について、ご質問、ご意見やご提案などをいただきたい。
- 子どもの人権や命がととても軽んじられている事件が後を絶たない。これらは、子どもが亡くなってしまった後に表面化する。しかし、本当に大変な状況がまだまだ一般家庭の中に潜在しているのではないかと考えている。
そのような状況やコロナ禍の中で、ますます家庭の状況が大変になり、経済面や親の精神面等、子どもたちがその影響をととても受けている。
子どもの間近にいる保育士さんや幼稚園・学校の先生方が、人権意識や人権課題についての知識を学び、認識をもっと高めていただく研修がととても大事だと思っている。さらに、研修した内容が、活かしたものになるようにしていただきたい。例えば、研修後にチェック項目を活用し、自分が現場でどのように子どもたちに関わっているのかということを確認することで、職員にとって、子どもに向き合う自分をしっかりと振り返ることになるのではと思う。

もう1つは、親育ち子育て支援の充実である。やはり親の子育て力は急速に落ちている。地域の力や保育園、学校の先生や、子どもの身近にいる大人たちがその点をカバーしていかなければならないのが、今の現状である。この親育ちの支援担当職員の配置が増えていることをうれしく感じた。

課題は、その研修に参加してほしい保護者が研修に参加できていないことに対する工夫である。保護者に本当に分かってほしいことが届くような手だてを具体的に考えてほしい。例えば保育園や小学校の、いろいろな行事に保護者が来るときに若い保護者ももっと気軽に参加できるようにクイズ方式を実施するなどし、ただ集まる研修にならないよう、方策を工夫していただければと思う。

もう1点は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用事業である。配置人数を増加してくれていることは、非常にありがたい。スクールソーシャルワーカーは、子どもたちを守ってくれる大人の役割を担っている。

また、スクールロイヤーの事業の説明はなかったが、今年配置されたと聞いて良かった。今後、その仕事が充実できれば、学校内のいじめの問題や、先生方の疲弊の状態等を協力しながら解決していけるのではないかと思う。

さまざまな事業を通して、人権を守る人づくりにつなげていただければと感じた。

- 皆さん余裕がなくなっている中で、最前線で子どもたち、親たちを常に見ることができ保育者の方たちが、どれぐらい感度を高くして、その場の支援につながる研修ができるかということが重要だと思った。

- 私が若いときに、大阪の先生の「教師は子どもを輝かせてなんぼや」という言葉に出会い、それを1つの考え方として胸に刻んできた。いろいろな発言も、その取組が子どもの笑顔に結び付いていくことを願ってのことであった。学力や国公立大学への進学等に成果が見られるとの評価もあるが、私にとっては不登校という形で学校に居場所がなく、学校を拒否し、輝きを失っている子どもたちが年々増加していることに、とても胸を痛めている。そのことで端的な言い方をすると、課題を示す彼、彼女らに問題があるのか、彼、彼女らに課題を示させる、学校、社会等の在り方に問題があるのかとの現実把握の問い直しを、ぜひ提起させていただきたい。

彼、彼女らを取り巻く学級や学校、教職員も含めた大人や地域、いわゆる社会の在り方に視点を置いた取組に弱さがあったのではないかと、考え始めている。

今協議会では、個人支援とともに、社会の在り方を問うことを両輪とした発想で、子どもたちのためになり、全ての子どもたちを輝かせることにつながるご協議をぜひお願いしたい。

- 広い意味において、子どもたちに対する学習を、教育を保障できるのか、「社会は何ができるのかということ、広い視点で考えていかなければいけない」というご指摘をいただいた。

続いて(2)「学校教育」における人権学習の具体的な進め方と留意事項について、まずは事務局より説明をいただく。

●（事務局説明）

（２）「学校教育」における人権学習の具体的な進め方と留意事項について

資料３ 第１１期高知県人権教育推進協議会の予定

資料４ 『性的指向・性自認』、『犯罪被害者等』の人権学習の状況

本日は学校教育における「性的指向・性自認」、「犯罪被害者等」の人権学習の具体的な進め方と留意事項についてのご協議をいただきたい。

まず「性的指向・性自認」は、昨年度県から発行された「高知県人権施策基本方針-第２次改定版-」に、県民に身近な１１の人権課題として新たに位置付けられた。そして、校内研修の実施率については、小中学校とも平成３０年度から令和元年度にかけて増加している。高等学校については、約３０％の実施という状況になっている。

「性的指向・性自認」については、文部科学省からは平成２７年度に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」の通知を受け、県教育委員会としては平成２９年度から当課主事を派遣して、校内研修における「性的指向・性自認」の研修を進めてきた。本年度は１３回予定されており、本課が行っている校内研修の約３０％を占めている。このような現状からも「性的指向・性自認」についての取組の必要性が、学校において高まってきていると感じている。

また、「犯罪被害者等」の人権についての校内研修の実施率を見ると、約１０から２０％台と研修の機会が少ない状況になっている。全国的にも指導事例が少ないという状況や、特に小学校段階での発達に応じた指導の困難性などの声が寄せられている状況がある。

本県では「犯罪被害者等」の人権について、平成２６年度に県から発行された「高知県人権施策基本方針-第１次改定版-」で、県民に身近な人権課題として位置付けている。

これまでは学校教育指導資料集「Let's feel じんけん」に中学校道徳の実践事例として掲載し活用を促してきた。また県警が実施している、「命の大切さを学ぶ教室」について、人権教育主任連絡協議会等で情報提供を行ってきた。

現在作成している、「Let's feel じんけん（令和３年度改訂版）」では、指導事例に高等学校で行う「犯罪被害者等」の指導案を掲載する予定であり、委員の皆さま方には、「性的指向・性自認」と「犯罪被害者等」に関わる人権学習の具体的な進め方、留意事項についてご協議をいただき、さまざまなご意見をいただきたい。

- 会議次第にあるように、まず、「性的指向・性自認」について、学校教育における人権学習を今後どのように進めていけばいいのか、委員の皆さまからのご意見をいただく。

では、実際に学校現場でどのような形で取組が行われているのか、また取組のうえでの難しい点などについてご意見をいただければと思う。

- 学校の現状（事例は省略）をふまえ、人権教育主任から「性的指向・性自認」についての研修が必要であるという提案があり、夏休みに県主催の人権教育セミナーの伝達講習という形で校内研修を行った。その研修で学習したことも含めて、小学生の発達段階では、「性自認」の学習については理解することが難しいのではないかと私たちは考え、自分も相手も大切さを認めることができる人権感覚の向上を率先して取り組んでいくことにした。

子どもの一生懸命頑張っているところを担当が価値付けることで、子ども一人一人が

自信をもてるような学級づくりをしてきて、子どもたちはお互いを丸ごと受け止められていると感じている。しかし、私たち教職員は正しい知識を持っていないといけないため、研修で学びながら、子どもを受け止めていくということが大事だと考えている。

そして集団が変わった時に苦しい思いをしないように、長所も短所も含めて、自分は自分でいいんだという自尊感情を高めることと、苦しいときに周りの大人や友達にSOSを出せるようにしておくこと。また、中学校に進むことを考え、小中連携による早くからの情報の共有が必要であると考えている。

- 人権教育も教育の専門家としての大人の教師が持っていなければならない人権についての理解のレベルというものと、子どもたちの発達段階に合わせてどのように伝えるかという部分は、それぞれ考えなければならない。今回は「性的指向・性自認」の話だが、普遍に子どもがSOSを出せる環境をつくることや、自己肯定感を高めることなどについては、どの人権課題についても必要なことであり、重要であるということをお話いただいた。

- 私学の人権教育研究協議会の取組として、年に何回か研修会を開いており、今年度、「性的指向・性自認」の研修を予定していたが、コロナの関係で中止した。

以前の私学の人権教育は、現場の教員が望んでいるいないに関わらず、さまざまな研修が多く、事業計画も学校の行事予定に含まれているような状態であった。改善するために事務局を作り、研究テーマについてアンケートや協議を行い、必要な研修を実施するようになった。以後、研修会の広報誌等も発行している。

公開授業も年に1回実施し、各学校の課題改善のための公開授業や、全体会・分科会を行い、私学も一生懸命に取組を進めている。

(事例は省略)

まずは自分が大事にされているということが実感できる環境がなければ、人を大事にしないといけないと指導しても生徒には響かないと私は考える。学校で、「自分が大事にされている」と生徒に思ってもらえるまで環境をつくる。そのことにより、生徒が自分をしっかりと認めることができたならば、初めて他の人も認めることができるようになり、多様な価値観も認めていけるのではないかと考えている。自己肯定感が生まれてくれば、自尊感情が高まり、勉強しようという気持ちにもなり、学力も自然と上がってくると考える。

多様な価値観を認めるということは、場合によっては自分がと揺らぐことにもなる。そのときに、揺るがない自分がしっかりとできているように、自分は本当にこれでいいと思える力を付けていく必要があると考えている。生徒にこのような関わりができる教職員でありたいという思いで、教職員の研修にも力を入れて取り組んでいる。

生徒がSOSを出せる力についても、卒業するまでには付けたいと、取り組んでいる。

- 具体の取組から、非常に重要なお話をいただいた。

- 性的マイノリティについて、自身の体験や団体の活動より (事例は省略)

- ・ L G B Tについて話題になるようになってきたが、当事者である子どもたちは今もSOSを出せない状態である。
- ・ 保健や家庭科、公民の授業で、シスジェンダー (異性愛者) の内容が教科書全体に

記載されていることで、教員もその内容が当然であるかのように教えると、LGBTsに疎外感を感じさせ、追い込むようになる。

- 先生たちは子どもたちの受け皿になれるように、LGBTや性的マイノリティについて、知識を持つだけでなく、どのように対応するのかということまで学ばないといけないと思う。例えば、教育の現場で性的マイノリティについて学習していないと、世間では、性的マイノリティは普通の人と違うというような目線で見られ、そのことを考えると、病院にも行けないという声も多く聞いている。しかし、学校で、自己肯定感や自尊心を高めることによって、自信がついて、世間の目があっても病院にも行けるようになると思う。先生にも「自分のことをしっかり話せる」「SOSが出たときに助けてもらえる場所がある」ということを可視化していただきたい。
- 「彼女、彼氏いるの？」という言葉で「恋人はいる？」「パートナーはいるの？」と変えるだけで、救われる子どももいるかもしれない。
- 保健室で性的マイノリティのシンボルマークのようなレインボーマークがあるが、小さい子どもや、小学校、中学校の子どもたちは知らないと思う。保健室にそのマークの意味を書いてあげたり、相談できる場所があることを掲示したりすることにより、学校で相談できなくても他の場所で相談できるかもしれない。今は確かにネット等で情報が溢れているが、その中で正しい知識を得られるかといえば、人によっては違うと思う。だから学校内で、先生が相談にのったり、私たちの団体や、「よりそいホットライン」という性的マイノリティについての相談窓口もあるので、そのことを保健室に掲示してあげるとよい。
- 「先生はいつまでも味方だし、何かあればしっかり守るから」という一言だけで、子どもはとても救われたという思いがある。子どもの状況に対して知らないふりをするのではなく、そこからどういうことをしてあげればいいのかを考えてほしい。
- 「このように困っているんだろう」と、先々と言ってくれる先生がいるようだが、その子どもが何に困っているかは、その子どもにしか分からない。同じ性別違和でも、トイレに行くことは「目をつぶって行けばすぐに終わるから大丈夫。」と考える子どももいる。先生が知識を学んだことで先に行動するのではなく、その子どもが何を望んでいるのかを聞いてほしいということが、当事者の思いである。その上で、一緒になって話し合うことが大事である。
- 今、性的マイノリティが可視化され始めてきているので、先生方には学んでもらい、対処をし、これから社会に出ていく子どもたちが、後悔をしない生き方ができるように支援していただきたいと願っている。

○ 改めて人権教育といったとき、まず子どもたちの思いを受け止めるであろう、教師の専門性を深く考えなければならないと、非常に大きなご指摘をいただいた。

本日の会は、この「性的指向・性自認」についての話を残りの時間内でさせていただき、「犯罪被害者等」の内容については第2回の協議会で、就学前教育と合わせての議論とさせていただく。

では続いて、台風の到来や、新型コロナウイルスの感染、災害時等、大きな問題が起きているときは、われわれの余裕がさらになくなっていき、リスクをどのように受け止めなければならないのか、あるいは災害時に、避難所等で相互の人権をどのように考えておかなければならないのか。その中でも「性的指向・性自認」についての問題なども

関係があると思うが、その点に関してご意見をいただきたい。

- 災害が起きると、人権も何もないような状況になる。避難所では何百人という人が共同生活をするわけで、ジェンダー問題などさまざまな課題が出てくる。発災直後に全てに対応することは無理であるが、時間の経過とともにハード面等、いろいろなものが整備されてくる中で課題を解決していこうという話をしている。

避難所を逐一見ているわけではないが、現場では、女性更衣室はあるが、男性用はない。まして「誰でもトイレ」や「レインボートイレ」などは、2年前に少し見たことがある程度だ。現地には性的マイノリティの方々もいると思うが、恐らく声を挙げられない状況があるのではないか。

日本人は我慢強いと言われるが、コミュニティーの強さが、実は人権面でマイナスになることがある。例えば、みんなが共通の価値観を持って、みんな一緒がいいことだ、というところがある。

ある地域はパーテーション（間仕切り）を行政が構えようとしたら、「この地域はみんなプライバシーがないので要らない」と言って、パーテーションを入れなかったということがある。そのことが美談として伝わっていたが、よくよく聞くと、小学校高学年の女の子は、「やっぱり自分は（パーテーションが）欲しかった」ということがあった。都市部では、良くも悪くも人間関係が希薄な分、「いろいろな人がいる」という前提で考える。コミュニティーの強いところに行くと、逆に災害のときには、マイノリティの方への脆弱性が出ることもあると感じる。

災害支援において一番大事なことは「寄り添う視点」だと言われている。例えば、教員もそうであるが、環境も防災も全ての知識を持つてる教員は、恐らくいないと思う。それは不可能であると思うが、そのときに分からずとも、一人一人の思いにまず耳を傾けて、同じ立場に立って「寄り添う視点」が必要であることは、性的マイノリティの話も、災害支援も一緒であり、今後、少しずつ取り入れていかなければならないと感じた。

- 先程お話したときに、やはり教育のプロフェッション（専門職）として教員が持たなければいけない専門的力量ということ強く感じたが、災害時には、教員だけではなく、いろいろな方が公的な部分と半民間的な部分で、入り込んで活動していくと思う。そのようなときに、広く人権意識が涵養されている状態であるということも重要であり、いろいろなレベルにおいてこのように人権教育のことが語られなければならないということ伝えていただいたと思う。

今までの意見を踏まえて、政策推進や現場とつなぎ役・調整役をされている教育行政の立場として、学校現場に対して必要な助言や支援について、ご意見を願います。

- 人権教育は、誰もがこれから生活する上でも、教育をする上でも基本になる。だからこそ、充実しなくてはならない。しかし、行政のほうから見ると、人権教育について、それぞれの課からも各学校、園へ伝授していると思うが、本当にそれぞれの教員や学校に伝わっているか考える。

行政がしっかりと見抜いていかななくてはいけない。成し遂げるためには、どの学校がどのような計画で、どのように取り組んでいるのか。アンケートの結果等あらゆる角度で、PDCAサイクルで出てくるが、実際に現場へ入れば、取組が十分にできているか

どうかは一目瞭然に分かる。行政としては言い放つだけではなく、自ら学校を訪問する。それが、全ての人が幸せに暮らせる基礎づくりである。そこを管理職、教職員がしっかり心に置いて、講演や学習をする場所で、相手の心に響いているかどうか確認をしながら進めていくことが、1つの身近な取組である。

大きな取組ではなくても、着実に人と人が住みよい町づくり。どんなことが起きても、コロナが起きても、そういうことに対して温かな気持ちで迎えることができる人づくりが教育であると思っている。人権教育についての進捗状況は、行政がしっかり把握しながら見ていくことが、1つの基本ではないだろうか。

○ 委員の皆さまからご意見をいただいたが、その他、どうしてもという意見があればいただきたい。

○ 親が親として育てていないという話があり、研修に来てほしい保護者は来ないという話もあったが、研修に行きたくても家を出られない環境や生活に追われているという状況もある。その保護者をサポートする体制を考えたときに、働き方改革も大事であるが、時間外に保護者から電話があったときにどうするか。本当に保護者がいろいろなことに困っているとき、昔は先生が動いたりしてきた。やり過ぎてはいけないところもあると思うが、こちらが構えている時間帯に出ることができない保護者や、気持ちはあるが研修に出ることができない保護者もいる。研修に一生懸命出てみたら、親はこうあるべきだという研修をされ、「思っても行動できないことを責められている感があつてつらい」という保護者もいるということも考えて研修を行わないと、いつまでも参加してもらうことは難しい。

そして私たち教育関係者が、個別にその保護者のつらさを聞ける力、それをサポートする学校。これをしっかりやらなければ、いろいろな課題があっても十分な対応ができないのではないかと思う。ぜひ、考えていただきたい。

○ 最後に私のほうから協議のまとめをさせていただく。

人権課題が非常に難しい課題であることは、論を俟たないが、本日は委員の皆さまから、自身の体験や事例を示していただいたり、広いところからのご意見などをいただき、協議も深まったと思う。

特に学校教育における「性的指向・性自認」に関する人権学習に関しては、注目されたことが近年ということもあり、取組や研究の蓄積もまだまだであり、これから積極的に取り組んで行かなければならないが、乗り越えるべき課題も多くあると了解した。

人権学習は、「性的指向・性自認」に限らず、県民一般や、子どもたちの発達段階に合わせたものである必要がある。また、保護者にどう伝えていくのかということ。教育のプロフェッションである教師がどう受け止め、どこまで対応できるようになったのかということまで考えなければならない。その意味で人権教育は、多層的・重層的に行われていく必要があるということが確認できた。

最後に話された人権教育の推進そのものを、ダイバーシティを考慮してやらなければならないということは大きな課題である。先生方の働き過ぎになってもいけないが、教育委員会だけが頑張ればよいということでもない。ゆくゆくは県民、私たちそのもの人権意識が涵養されて相互に取り組んでいくことができる中で、どう環境支援ができる

のかという話になっていくことが理想であると思う。ダイバーシティに配慮がされている人権教育が推進されていく必要があるということが、皆さまからのご意見で分かったのではないかと感じている。

協議をいただいたご意見やさまざまなところで皆さまが感じられたことを具体的な取組の工夫につなげていただきたい。また、高知県教育委員会の各課においては、事業の取組やプランの取組に関して、こうした意見を反映させていただき、進捗を行っていただきたい。

以上を私のまとめとする。

本日は「犯罪被害者等」に関する協議ができなかったことを改めてお詫び申し上げます。

以上で協議を終了し、進行を事務局のほうにお返す。

- 皆様から貴重なご意見、ご協議をいただき、感謝申し上げます。犯罪被害者等の取組について、「命の大切さを学ぶ教室」といった資料をいただいている。次回に向けて紹介していただき、閉会にさせていただきます。

- 「命の大切さを学ぶ教室」は、警察が県内の小学校、中学校、高校で開催している。

この教室は、犯罪被害者の方々を取り巻くさまざまなつらいことや、子どもたちが被害者になった場合や、ご家庭で犯罪被害者が出た場合に、子どもたちが通う学校でどんなつらい思いをしているのか、また子どもさんを亡くされた当事者の方から、子どもたちを被害者にも加害者にもしたくないという思いで、「あなたたちは一人一人大切な存在なんだよ」ということを語りかけていただくといった教室である。

この教室を通して行っている、県警察本部における犯罪被害者の人権に関する取組について、次回ご紹介させていただきたい。

3 閉会
